

期日報告書⑭

平成29年11月9日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之
外11名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 平成29年11月8日（水曜日）午後3時00分
東京地方裁判所103号法廷
第14回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団11名（河合弘之，井戸謙一，海渡雄一，青木秀樹，只野靖，
白日光，兼平史，中野宏典，金裕介，甫守一樹，大河陽子）
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席

3 準備書面の陳述・証拠調べ

当 方：平成29年10月23日付け準備書面（26）陳述

平成29年11月8日付準備書面（27）陳述

平成29年11月8日付準備書面（28）陳述

平成29年11月8日付準備書面（29）陳述

なお，準備書面（29）は以下のとおり訂正して陳述。

8頁 下から5行目「本件原発と同じく」を削除

9頁 下から3行目「15cm」を「30cm」に訂正。

甲A51-甲A54 提出

甲C12-甲C17の2 提出

甲D103-127 提出

甲F45の1-90 提出

平成29年11月8日付け証拠説明書(17)～(21) 提出

相手方(被告国):平成29年11月8日付け第11準備書面 陳述

相手方(被告電源開発):特になし

4 口頭弁論の内容

まず、原告訴訟代理人只野弁護士が、準備書面(26)に基づき、新規制基準が「確立された国際的な基準」を満たしておらず、大間原発の安全性確保は不十分であること、次に、原告訴訟代理人大河弁護士が、準備書面(27)に基づき、福島第一原発事故の被害の甚大さ、プルトニウムを用いるMOX炉である大間原発は通常原発より危険が大きいことを説明しました。最後に原告訴訟代理人中野弁護士が、準備書面(28)、(29)に基づき、火山ガイドの定めが不合理であることについて、プレゼンを行いました。

そして裁判所は、今後の審理方針については、進行協議期日の場で議論したいと述べて、本期日は終了しました。

最後に裁判所は、今後の予定について、「5」のとおり指定して、期日は終了しました。なお、次回期日後に、進行協議期日を行うことが確認されました。

5 今後の期日

日時 平成30年2月9日(金曜日)午前10時30分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第15回口頭弁論期日

以上